

令和 5 年 6 月 29 日

令和 5 年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人情報処理推進機構は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 5 年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における令和 4 年度の契約状況（労働者派遣契約を除く）は表 1 のとおりであり、契約件数は 280 件、契約金額は 155.0 億円である。また、競争性のある契約は 213 件（76.1%）、127.3 億円（82.1%）、競争性のない契約は 67 件（23.9%）、27.7 億円（17.9%）である。

令和 3 年度と比較して、競争性のない契約の件数・金額ともに増加している（件数は 8 件の増、金額は 3.2 億円の増）。

競争性のない契約の契約件数・金額が増加した要因は、契約先が限定されており、随意契約以外の契約方法のない案件が増加したこと等によるものである。

労働者派遣に係る調達については、従来から雇用契約同旨の取り扱いによって随意契約により契約を締結しており、平成 30 年度まで本計画の報告対象とはしていなかった。

平成 30 年 8 月以降、他の調達と同様に競争契約によることを原則としたことから、労働者派遣契約についても本計画の報告対象とする。

表 1 の計数に労働者派遣契約に係る契約件数・金額を加算したものが表 2 である。

表1 令和4年度の情報処理推進機構の調達全体像（労働者派遣契約を除く）（単位：件、億円）

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(47.0%) 101	(42.2%) 20.4	(52.1%) 146	(78.7%) 122.1	(44.6%) 45	(497.7%) 101.7
企画競争・公募	(25.6%) 55	(7.0%) 3.4	(23.9%) 67	(3.4%) 5.2	(21.8%) 12	(54.2%) 1.8
競争性のある契約（小計）	(72.6%) 156	(49.2%) 23.8	(76.1%) 213	(82.1%) 127.3	(36.5%) 57	(434.8%) 103.5
競争性のない随意契約	(27.4%) 59	(50.8%) 24.6	(23.9%) 67	(17.9%) 27.7	(13.6%) 8	(12.9%) 3.2
合 計	(100%) 215	(100%) 48.4	(100%) 280	(100%) 155.0	(30.2%) 65	(220.5%) 106.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和4年度の対3年度伸率である。

表2 令和4年度の情報処理推進機構の調達全体像（労働者派遣契約を含む）（単位：件、億円）

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(52.0%) 131	(45.7%) 30.8	(53.6%) 156	(78.7%) 126.3	(19.1%) 25	(310.5%) 95.5
企画競争・公募	(24.6%) 62	(17.7%) 11.9	(23.4%) 68	(4.0%) 6.4	(9.7%) 6	(△46.6%) △5.6
競争性のある契約（小計）	(76.6%) 193	(63.5%) 42.7	(77.0%) 224	(82.7%) 132.6	(16.1%) 31	(210.7%) 89.9
競争性のない随意契約	(23.4%) 59	(36.5%) 24.6	(23.0%) 67	(17.3%) 27.7	(13.6%) 8	(12.9%) 3.2
合 計	(100%) 252	(100%) 67.3	(100%) 291	(100%) 160.4	(15.5%) 39	(138.4%) 93.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和4年度の対3年度伸率である。

(2) 当機構における令和4年度の一者応札・応募の状況（労働者派遣契約を除く）は、表3のとおりであり、契約件数は69件（32.4%）、契約金額は45.1億円（35.4%）である。

令和3年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数・金額ともに増加している（件数は21件の増、金額は31.3億円の増）。

件数・金額が増加した主な要因は、令和4年度において競争入札等に付した案件が、表5のとおり、増加（件数は18件の増、金額は31.2億円の増）したこと等によるものである。

(1) と同様に、労働者派遣契約の件数・金額を加算したものが表4である。

表3 令和4年度の情報処理推進機構の一者応札・応募状況（労働者派遣契約を除く）

(単位：件、億円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
二者以上	件数	108 (69.2%)	144 (67.6%)	36 (33.3%)
	金額	10.1 (42.3%)	82.2 (64.6%)	72.2 (716.3%)
一者以下	件数	48 (30.8%)	69 (32.4%)	21 (43.8%)
	金額	13.7 (57.7%)	45.1 (35.4%)	31.3 (228.2%)
合計	件数	156 (100%)	213 (100%)	57 (36.5%)
	金額	23.8 (100%)	127.3 (100%)	103.5 (434.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和4年度の対3年度伸率である。

表4 令和4年度の情報処理推進機構の一者応札・応募状況（労働者派遣契約を含む）

(単位：件、億円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
二者以上	件数	127 (65.8%)	152 (67.9%)	25 (19.7%)
	金額	15.8 (36.9%)	85.5 (64.4%)	69.7 (442.0%)
一者以下	件数	66 (34.2%)	72 (32.1%)	6 (9.1%)
	金額	26.9 (63.1%)	47.2 (35.6%)	20.2 (75.2%)
合計	件数	193 (100%)	224 (100%)	31 (16.1%)
	金額	42.7 (100%)	132.6 (100%)	89.9 (210.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和4年度の対3年度伸率である。

(3) 当機構における令和4年度の競争入札等における一者応札の状況（労働者派遣契約を除く）は、表5のとおりであり、契約件数は52件（35.6%）、契約金額は44.1億円（36.1%）である。

令和3年度と比較して、一者応札による契約の件数・金額ともに増加している（契約件数は18件の増、契約金額は31.2億円の増）。

件数・金額が増加した主な要因は、一者応札となった案件の中に新規案件及び数年に一度かつ高額な案件（1億円超10件）が含まれていることによるものである。

(1) と同様に、労働者派遣契約の件数・金額を加算したものが表6である。

表5 令和4年度の情報処理推進機構の一者応札・応募の契約形態別内訳（労働者派遣契約を除く）

(単位：件、億円)

応札 (応募) 者		競争入札等		企画競争		公募		合計	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
二者 以上	件数	67	94	41	44	—	6	108	144
	金額	7.5	78.0	2.6	4.1	—	0.1	10.1	82.2
一者	件数	34	52	—	—	14	17	48	69
	金額	12.9	44.1	—	—	0.8	0.9	13.7	45.1
合計	件数	101	146	41	44	14	23	156	213
	金額	20.4	122.1	2.6	4.1	0.8	1.1	23.8	127.3
一者の 割合	件数	33.7%	35.6%	—	—	100.0%	73.9%	30.8%	32.4%
	金額	63.4%	36.1%	—	—	100.0%	87.2%	57.7%	35.4%

(注) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表6 令和4年度の情報処理推進機構の一者応札・応募の契約形態別内訳（労働者派遣契約を含む）

(単位：件、億円)

応札 (応募) 者		競争入札等		企画競争		公募		合計	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
二者 以上	件数	86	102	41	44	—	6	127	152
	金額	13.2	81.2	2.6	4.1	—	0.1	15.8	85.5
一者	件数	45	54	—	—	21	18	66	72
	金額	17.6	45.1	—	—	9.3	2.1	26.9	47.2
合計	件数	131	156	41	44	21	24	193	224
	金額	30.8	126.3	2.6	4.1	9.3	2.2	42.7	132.6
一者の 割合	件数	34.4%	34.6%	—	—	100.0%	75.0%	34.2%	32.1%
	金額	57.2%	35.7%	—	—	100.0%	93.8%	63.1%	35.6%

(注) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、引き続き競争性の確保に努め、一者応札の改善について重点的に取り組むこととする。

- ・ 一者応札の低減に向けた取組

競争入札等により調達する案件について、前年度に引き続き、①から④の取組を実施することで、一者応札の発生を極力抑制し、一層の競争性の確保を目指す。

【一者応札の点検結果】

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し、入札公告期間の十分な確保
 - ② 特定の者のみ応札可能な仕様書とならないよう一層留意
 - ③ 機構の広報などのメール配信希望者に対して、メールニュースにより入札公告の情報を配信
 - ④ 入札説明会に参加したものの、応札しなかった業者等から所定の様式により意見を聴取するとともに、より改善につながり得る聴取方法や改善方針の検討をする
- など、一者応札となった原因等を把握し、次回以降の調達に活用

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）については、事前に役員に対して役員会・理事案件説明等に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等止むを得ないと認められる場合は、役員会・理事案件説明など事後に報告を行うこととする。

【役員会・理事案件説明等の付議実績：付議率 100%】

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当機構では、これまで調達に関する内部マニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部マニュアルの担当職員の定着状況に応じて研修計画の見直しを行う。

また、マニュアルの内容について、これまでの事例等を踏まえ、適切にマニュアルの改訂を行う。

さらに、不祥事の発生の未然防止・再発防止の検討結果と対応策については、業務監査の任にある内部監査部かつ監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。

【研修の実施回数：年 2 回以上】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事長
副総括責任者	理事（バックオフィス担当）、財務部長、戦略企画部長
メンバー	総務部長 デジタル戦略推進部長 産業サイバーセキュリティセンター長 産業サイバーセキュリティセンター 企画部長 セキュリティセンター長 セキュリティセンター 企画部長 社会基盤センター長 社会基盤センター 企画部長 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター 企画部長 IT 人材育成センター長 IT 人材育成センター 企画部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件及び過去の一者応札案件の改善状況の事後点検を受け、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。